

勤務条件・福利厚生 Q & A

Q1 給料はいくらぐらいですか？

A 職務の種類等に応じて、初任給は異なりますが、**主な職種の初任給は次のとおりです。**（平成31年4月1日現在）

試験の種類等		初任給
行政職	上級(大学卒業程度)	188,700円
	中級(短大卒業程度)	168,900円
	初級(高校卒業程度)	154,900円
公安職	警察官A(大学卒業)	208,600円
	警察官B(高校卒業)	176,500円

初任給は、採用前の学歴や経歴に応じて加算されます。
諸手当については、期末・勤勉手当（ボーナス）が6月、12月の年2回、計4.50か月分が支給されるほか、扶養手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

Q2 勤務時間や休みはどうなっていますか？

A 完全週休2日制で、**年次有給休暇が20日あります。**

■勤務時間・休日・休暇等(令和2年1月1日現在)

●勤務時間・休日

原則として、勤務時間は月曜日から金曜日の8時30分から17時15分まで、休憩時間は12時から13時までです。完全週休2日制（休日：土曜日、日曜日、祝日、年末年始）ですが、公務の運営上の事情により勤務日や勤務時間が異なる場合があります。また、育児や介護を行う職員などのための時差通勤により勤務時間が異なる場合もあります。

●主な休暇

種類	取得できる日数など
年次有給休暇	年間20日(4月採用の場合、12月までに15日取得可)
夏季休暇	6月から9月までの間に5日
病気休暇	90日以内

※その他、慶弔休暇やボランティア休暇などもあります。

Q3 福利厚生の制度はどういったものがありますか？

A **知事部局に勤務する職員の例として、以下のものがあります。**

- 職員住宅** — 独身者用、単身者用、世帯用などの職員住宅が県内各地に設置されています。
- 健康診断等** — 全職員を対象とした毎年1回の定期健康診断と特定年齢での人間ドックを実施するほか、各種がん検診も受診できます。また、ストレスチェックや専門スタッフ等による健康相談も実施しています。
- 給付制度** — 職員やその被扶養者が病気やけがをした場合は、地方職員共済組合や互助会から医療費の給付が受けられるほか、結婚、出産、子どもの入学、休業、災害などの場合にも給付を受けられます。
- 貸付制度** — 生活必需品の購入、住宅の購入、子どもの入学や修学、介護、療養、災害などで資金を必要とする場合に地方職員共済組合や互助会から貸付を受けられます。
- 文化厚生事業** — 対象となる宿泊施設やレジャー施設を利用する際に補助を受けられます。

Q4 採用されてからの仕事が不安です

A **新採用職員が新たな職場環境へ適応できるようサポートする研修や制度が充実しています。**
県民ニーズの多様化・高度化などに対応し、質の高い行政サービスの提供が求められる中、「自ら考え自ら行動する職員」を育成するため、職員のキャリアに応じた階層別研修を基本に、キャリアアップ研修、職場研修、専門研修、派遣研修など、きめ細やかな職員研修を実施しています。

研修

■新採用職員研修

- 4月：前期研修**
入庁後すぐ、県職員としての心構えや業務遂行に必要な基本的な知識、社会人としての基本的な態度や姿勢を学びます。宿泊研修のため、同期の絆も深まります。
- 6月から11月頃：農業等現場体験研修**
農業などの現場や小規模集落の共同作業を通じて、県職員としての自覚と意識を高めるとともに現場感覚を養います。
- 10月：後期研修**
職場での実務経験を踏まえ、仕事の進め方を円滑にするコミュニケーション能力を身に付けます。

※その他の研修については、以下の通りです。

制度

■指導担当者制度

新規採用職員一人ひとりに、職場において指導にあたる新採用職員指導担当者を配置しています。

■グループアドバイザー制度

先輩職員がグループアドバイザーとなり、食事会などを通じて交流し職場外での自己啓発支援やプライベートの相談を受けるなど、職種や配属先の垣根を越えてサポートしています。

■特別相談員制度

県職員OBが特別相談員となり、個別面談を通じて仕事や職場環境、健康状態や生活習慣などについて相談にのっています。

職員研修体系図

